



# 埼玉県報

第285号  
令和4年(2022年)  
2月14日  
月曜日

## 目次

### 規則

- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則(食品安全課)

### 告示

- 国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数(国保医療課)
- 救急病院等の申出の撤回(医療整備課)
- 救急病院等の申出(医療整備課)
- 肥料の登録に関する告示(病虫害防除所)
- 肥料の登録に関する告示(病虫害防除所)
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示(病虫害防除所)
- 肥料の品質の確保等に関する法律の規定による登録事項の変更に関する告示(病虫害防除所)
- 肥料の登録の失効に関する告示(病虫害防除所)
- 保安林の指定の解除予定(森づくり課)
- 三田ヶ谷土地改良区の定款変更認可(農村整備課)

## 規 則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第六号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の添付書類を削る。

様式第四号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の添付書類2を次のように改める。

#### 2 変更認定申請の場合

確認規程の変更案及び変更の理由を記載した書類

様式第七号から様式第九号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の添付書類を削る。

様式第十一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の添付書類を次のように改める。

添付書類

地位を承継した事実を証する書面

様式第十二号から様式第十五号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十六号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の添付書類を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 告示

## 埼玉県告示第百四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第三項、第五項及び第八項、第十条第三項及び第六項並びに第十一条第三項及び第六項の規定に基づき、令和四年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数を次のとおり定めた。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

係数	数値
医療費指数反映係数	〇・六七
一般納付金所得係数	一・一〇七四六六〇七一〇二八五
一般納付金基礎額調整係数	一・〇五八八〇七六四五四六八四
後期高齢者支援金等納付金所得係数	一・一〇〇〇六四四四四七二四六
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九二七四
介護納付金納付金所得係数	一・〇八五七八七六六三四五五七
介護納付金納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九八三七九六

# 告 示

## 埼玉県告示第百五号

次の表の上欄に掲げる診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所でなくなった。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

診療所		撤回日
名称	所在地	
川越救急クリニック	埼玉県川越市大字古谷上千百十六番地一	令和四年一月二十一日

# 告示

## 埼玉県告示第百六号

次の表の上欄に掲げる診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所として令和四年一月二十二日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

診療所		有効期限
名称	所在地	
川越救急クリニック	埼玉県川越市大字小仙波千四十九番地一	令和六年九月四日

# 告示

## 埼玉県告示第百七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、令和三年六月二十三日付けで次の肥料を登録したので、同法第十条第一項の規定により公告する。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第 七〇四号
肥料の種類	豆腐かす 乾燥肥料
肥料の名称	乾燥おから
保証成分量（%） その他の規格	窒素全量 四・〇
生産業者の氏名又は 名称及び住所	ヤマキ醸造株式会 社 埼玉県児玉郡神川 町大字下阿久原九 百五十五

# 告示

## 埼玉県告示第百八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、令和三年十一月四日付けで次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第七〇五号
肥料の種類	食品残さ加工肥料
肥料の名称	みどりくん
保証成分量（%） その他の規格	窒素全量 二・五 加里全量 一・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり
生産業者の氏名又は 名称及び住所	大村商事株式会社 埼玉県志木市下宗 岡二丁目十八番二 十号

# 告示

## 埼玉県告示第百九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第一項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）その他規格	登録の有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
埼玉県第 六八九号	炭酸カルシウム	イーカラスト	アルカリ分 五〇・〇	令和九年 七月二十三日	有限会社タナカ鉄工 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎六百三十二番地四
埼玉県第 六四四号	加工家さんふん肥料	愛鶏園鶏ふん肥料	窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	令和九年 八月八日	株式会社愛鶏園 神奈川県横浜市神奈川区菅田町二千九百五十四番地
埼玉県第 三七一号	なたね油 かす及び その粉末	なたね油 かす	窒素全量 五・三 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	令和九年 十月七日	米澤製油株式会社 埼玉県熊谷市上之 二千七百九十三番地



埼玉県第 六五四号	埼玉県第 六九一号	埼玉県第 五五六号	埼玉県第 五八三号
魚かす粉 末	ひまし油 かす及び その粉末	乾燥菌 体肥料	魚かす粉 末
魚骨 (粒)	粒状ひ まし油 かす	乾燥菌 体肥料 F11 号	魚かす 粉末1 号
窒素全量 四・五 りん酸全量 二〇・五	窒素全量 八・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	窒素全量 七・〇 りん酸全量 六・〇
令和九年 十二月三 日	令和九年 十二月二 十一日	令和六年 十月二十 八日	令和九年 十一月六 日
関東肥料工業株式 会社 東京都江東区福住 一丁目十二番十五 号	朝日アグリア株式 会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬二百二十二 番地	フジッコ株式会社 兵庫県神戸市中央 区港島中町六丁目 十三番地四	朝日アグリア株式 会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬二百二十二 番地

埼玉県第 六五五号					
末	魚 かす 粉				
(細 粒)	魚 骨				
一六・〇	りん 酸全 量	五・〇	窒 素全 量		
日	十 二 月 三	令 和 九 年			
号	一 丁 目 十 二 番 十 五	東 京 都 江 東 区 福 住	関 東 肥 料 工 業 株 式 会 社		

# 告 示

## 埼玉県告示第百十号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に係る変更の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	肥料の種類	変更事項	変更内容
埼玉県第 五五二号	料 乾燥菌体肥	朝日工業株 式会社 代表者の変 更	変更前  村上政徳
埼玉県第 五八九号	料 乾燥菌体肥		変更後  中村紀之
埼玉県第 六〇一号	料 乾燥菌体肥		

# 告示

## 埼玉県告示第百十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県 第五七七号
肥料の種類	肉骨粉
肥料の名称	6・0肉骨粉
保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一〇・〇
生産業者の氏名又は 名称及び住所	太田油脂産業株式会 社 埼玉県八潮市大字圀 五百四十一番地十

# 告 示

## 埼玉県告示第百十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県入間市大字新光三二一番
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

# 告 示

## 埼玉県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和四年二月四日認可した。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

三田ヶ谷土地改良区

二 事務所所在地

羽生市